

魚津市告示第77号

魚津市障がい者等福祉タクシー等事業実施要綱の一部改正について

魚津市障がい者等福祉タクシー等事業実施要綱（平成11年魚津市告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>(4) 福祉バス この要綱の実施に関して、魚津市民バス運行条例（平成18年魚津市条例第27号）及び魚津市予約式乗合交通運行条例（令和8年魚津市条例第3号）により<u>運行されるものをいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定に関わらず、魚津市障がい者等移動支援事業実施要綱（平成18年魚津市告示第73号）に規定する移動支援事業（車両移送型事業）を利用している者は、この事業による福祉タクシー、福祉ガソリン及び福祉バスの助成対象者から除くものとする。</u></p> <p>第4条 (略) (交付)</p> <p>第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに調査を行い、交付の可否を決定し、当該申請者に対して、申請に応じて魚津市福祉タクシー・ガソリン利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）又は魚津市民バス回数乗車券（魚津市民バス運行条例別表第3に規定する回数乗車券使用料の納付により交付される回数乗車券をいう。）<u>若しくは予約式乗合交通回数券（魚津市予約式乗合交通運行条例別表に規定する回数乗車券使用料の納付により交付される回数乗車券をいう。）</u>（以下「乗車券」という。）のいずれかを交付するものとする。</p> <p>2 利用券の額面は100円とし、それぞれ<u>50枚</u>で1冊とする。 (助成額)</p> <p>第6条 この事業による利用券の交付は、申請のあった年度につき<u>1冊</u>とする。</p> <p>2 この事業による乗車券の交付は、申請のあった年度につき<u>1冊</u>とする。</p> <p>第7条-第13条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>(4) 福祉バス この要綱の実施に関して、魚津市民バス運行条例（平成18年魚津市条例第27号）により<u>設置された市民バスをいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略) (交付)</p> <p>第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに調査を行い、交付の可否を決定し、当該申請者に対して、申請に応じて魚津市福祉タクシー・ガソリン利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）又は魚津市民バス回数乗車券（魚津市民バス運行条例別表第3に規定する回数乗車券使用料の納付により交付される回数乗車券をいう。<u>以下「乗車券」という。</u>）のいずれかを交付するものとする。</p> <p>2 利用券の額面は100円とし、それぞれ<u>25枚</u>で1冊とする。 (助成額)</p> <p>第6条 この事業による利用券の交付は、申請のあった年度につき<u>2冊とする。ただし、10月1日以降に申請した者については、1冊とする。</u></p> <p>2 この事業による乗車券の交付は、申請のあった年度につき<u>区分が大人用は1冊、小学生、中学生及び高校生用は4冊とする。ただし、第3条第2項第4号に該当する者であって、9月30日までに申請したものについては、区分が大人用は2冊、小学生、中学生及び高校生用は4冊とする。</u></p> <p>第7条-第13条 (略)</p>

改正後	改正前
様式第1号 (第4条関係) 【別記1】	様式第1号 (第4条関係) 【別記1】
様式第2号 (第4条関係) 【別記2】	様式第2号 (第4条関係) 【別記2】
様式第3号 (第5条関係) 【別記3】	様式第3号 (第5条関係) 【別記3】

【別記1】

改正後

様式第1号（第4条関係）

魚津市障がい者等福祉タクシー等事業助成申請書

年 月 日

魚津市長

宛

申請者	住所	魚津市
	〒	
	氏名	

魚津市障がい者等福祉タクシー等事業実施要綱第4条の規定により申請します。

障がい者等	氏名		※ 審査欄	
	手帳の種類 及び部位程度 (該当する番号 を○で囲んで ください。)	1	身体障害者手帳 1・2級 (視覚・下肢・体幹・移動機能に障がいのある者)	
		2	療育手帳 A	
		3	精神障害者保健福祉手帳 1・2級	
手帳番号	都・道・府・県 第	号		

※確認欄

入院等の有無	入院・入所している / 入院・入所していない
移動支援利用の有無（車両移送型）利用の有無	利用している / 利用していない
交付冊数	通年1冊
交付番号	第 号

【別記1】

改正前

様式第1号（第4条関係）

魚津市障がい者等福祉タクシー等事業助成申請書

年 月 日

魚津市長

宛

申請者	住所	魚津市
	氏名	

魚津市障がい者等福祉タクシー等事業実施要綱第4条の規定により申請します。

障がい者等	氏名		※ 審査欄	
	手帳の種類 及び部位程度 (該当する番号 を○で囲んで ください。)	1	身体障害者手帳 1・2級 (視覚・下肢・体幹・移動機能に障がいのある者。)	
		2	療育手帳 A	
		3	精神障害者保健福祉手帳 1・2級	
手帳番号	都・道・府・県 第	号		

※確認欄

入院等の有無	入院・入所している / 入院・入所していない
交付冊数	1冊 ・ 2冊
交付番号	第 号

【別記2】

改正後

様式第2号（第4条関係）

魚津市障がい者等福祉バス事業助成申請書

年 月 日

魚津市長

宛

申請者	住所	魚津市
	TEL	
	氏名	

魚津市障がい者等福祉タクシー等事業実施要綱第4条の規定により申請します。

障がい者等	氏名			※ 審査欄	
	手帳の種類 (該当する番号を○で囲んで下さい。)	1	身体障害者手帳 3級		
		2	療育手帳 B		
		3	精神障害者保健福祉手帳 3級		
		4	身体障害者手帳 1・2級 (視覚・下肢・体幹・移動機能以外に障がいのある者)		
		5	福祉タクシー等対象者のうち福祉バスを希望するもの (身体1・2級(視覚・下肢・体幹・移動機能)、療育A、精神1・2級)		
手帳番号	都・道・府・県 第 号				

※確認欄

入院等の有無	入院・入所している / 入院・入所していない
移動支援利用の有無（車両移送型）利用の有無	利用している / 利用していない
バス種別	市民バス / 予約式乗合交通
交付区分	大人用 / 小学生、中学生及び高校生用
交付冊数	通年1冊
交付番号	第 号

【別記2】

改正前

様式第2号（第4条関係）

魚津市障がい者等福祉バス事業助成申請書

年 月 日

魚津市長

宛

申請者	住所	魚津市
	氏名	

魚津市障がい者等福祉タクシー等事業実施要綱第4条の規定により申請します。

氏名				※ 審査欄
障 が い 者 等	手帳の種類 (該当する番号を○で囲んで下さい。)	1	身体障害者手帳 3級	
		2	療育手帳 B	
		3	精神障害者保健福祉手帳 3級	
		4	身体障害者手帳 1・2級 (視覚・下肢・体幹・移動機能以外に障がいのある者。)	
		5	福祉タクシー等対象者のうち福祉バスを希望するもの (身体1・2級、療育A、精神1・2級)	
	手帳番号	都・道・府・県 第 号		

※確認欄

入院等の有無	入院・入所している / 入院・入所していない
交付区分	大人用 / 小学生、中学生及び高校生用
交付冊数	1冊 ・ 2冊 ・ 4冊
交付番号	第 号

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。